

懸命に業務をこなしていたので、残業時間だけを取り上げて叱責される意味がわからず、ショックを受けて反論ができなかった。

その後、社員のミーティングでも「仕事のスピードが遅い。年末だからやらせて、仕事の効率が悪い」などと上司から叱責された。業務はいろいろ増やされるが、きちんと教えてもらえない状態が続き、上司から何度も叱責を受けた。次第に体調が悪くなり、残業を減らしてほしいと申し出ると、反対に仕事のやり方が悪いからだと責められた。

4月に病院へ行き、うつ状態と診断された。その後も仕事は続けていたが、「残業ができないなら、辞めるしかない」と言われ、9

月で退職した。

Aさんはユニオンに相談し、労災請求も行うことにした。団交を行い、会社に未払い賃金も支払わせ、会社都合退職とさせることができた。

労災は請求から10か月かかったが無事認定された。おそらく100時間ほどの恒常的な長時間労働があった後に、社長や上司からの叱責という出来事があったことから心理的負荷が「強」と判断されたようだ。

ひどい会社に関わったためこの2年ほどつらい時期を過ごすことになってしまったが、幸い、Aさんはうつから回復し、最近仕事を始めることもできた。

(関西労働者安全センター)

局医の見解などに基づき、現行の労災認定基準に照らして処理した」「もし今後新たな物証が出てきたら再度検討する余地はある」との説明を受けた。

とりあえず、審査請求手続をすることと、セカンドオピニオンとしてアスベスト疾患に詳しいみずしま内科クリニック(東大阪市)を受診することなどをアドバイスした。

水嶋医師によれば、じん肺の管理区分申請が可能な程度の症状とのことなので、診断書を作成してもらい、2014年1月に兵庫労働局にじん肺管理区分申請(随時申請)をするとともに、審査請求の手続も行った。その間に、不支給処分に関わる調査復命書入手するため、個人情報の開示請求を労働局に行い、資料収集に努めた。

その結果は、4月に労働局からじん肺管理1とする管理区分決定の通知が、そして6月には審査請求棄却の決定書が届いた。結果としては何も変わらなかったのだが、その決定書によれば、審査官が新たに依頼した専門医の意見では、監督署段階よりも踏み込んで肺がんであると判断した。再審査請求を行って、対策を考えることにした。

8月に水嶋医師から「胸膜ブランクあり」との意見書もらい、再審査請求書類とともに提出した。ところが、9月に本人の容体が急変し、病院に救急搬送され、そのまま亡くなられたとの連絡が、病院にいるご家族から入ってきた。これまでの経過を踏まえ、ご家族に解剖についての説明と

死亡後解剖で自庁取り消し

兵庫●石綿肺がんの労災不支給事案

事のはじまりは2013年12月に実施した石綿健康被害ホットラインでの相談だった。肺がんで療養中のOさん(69歳)から「労災申請したのですが、不支給決定の通知が届いたので、これからどうすればよいのか」との相談だった。さっそく自宅を訪問し、被災者Oさんにご家族からこれまでの経過や職歴、居住歴などについて聞き取りを行った。

Oさんは、約40年のキャリアを持つ左官一筋の職人で、在職中は石綿含有の資材とセメント等を

転搬するなどの作業において石綿粉じんを吸入した。退職前から咳は出ていたが、数年前からひどくなり、地元の市民病院を受診したところ肺がん(ステージⅢの後半)と診断された。がんの発生部位が生検をするのに不適切な部位であり、積極的な治療はしていないとのことであった。

原処分庁の西宮労働基準監督署の担当者に会い、不支給になった理由を聞いたところ、「肺がんの確定診断がされていない」「肺に胸膜ブランクがないという

今後の対応を話し合った。

2015年1月、再審査請求に基づき口頭審理が、大阪労働局においてテレビ会議システムにより行われた。安全センターは代理人として出席し、「本人は死亡されたが、解剖して肺の臓器の一部が病院に保管されているので、肺組織の分析してほしい」旨陳述した。

2015年6月、ご遺族から肺の組織分析の結果報告が届いたとの連絡が入った。それによれば、本人の肺から検出された石綿小体の数値は、石綿肺がんの労災認定基準の5,000本をはるかに超える16,583本が検出された。

そのため、石綿小体計測結果報告を原処分庁である西宮監督署に提出して、「新たな物証が出たので不支給処分を取り消し、早急に労災認定すること」を要求した。しかし、「監督署としては、現時点ではまだ再審査請求の途中なので、関係機関と協議しないといけないのでしばらく時間がほしい」との説明を受けた。

その後8月に「監督署としては、Oさんの事例については、現行の石綿肺がんの労災認定基準を満たしていると判断し、不支給処分を取り消し、労災と認定することにした」との連絡が入った。

石綿肺がんは中皮腫に比べ件数としては2倍以上も発症しているにもかかわらず、労災認定基準が厳しいために不支給処分が続出しており、これを取り消すための裁判が全国各地で行われている。石綿肺がんをめぐる行政訴訟はすべて原告勝訴

の判決が確定し、先日は当センターが支援している丸本裁判でも大阪高裁での勝利判決が確定した(4月号参照)。

これら一連の流れのなかで石綿肺がんの認定基準の見直しが進むことを願うが、今回のOさんの事例からの教訓として、現在石綿肺がんを療養中の方や家族の方には酷な表現でお許し

願いたいが、認定の決め手・物証は被害者の身体の中に残っているということを忘れないでいただきたい。いざというときに慌てないためにも、解剖の有無の意思表示を家族や主治医とのふだんの会話のなかで確認しておくことが大切だということを伝えたいと思う。



(ひょうご労働安全衛生センター)

石綿国賠訴訟3件目が和解

大阪●全国で新たな提訴続く

2014年10月9日の泉南アスベスト訴訟最高裁判決を受けてのアスベスト健康被害に関する国家賠償訴訟は、2015年3月の提訴以来、関西労働者安全センターは4件について支援してきたが、うち3件まで和解が成立した。

2015年7月に最初に和解が成立した五稜石綿(東大阪市:石綿製品製造)元従業員ご遺族の菊池さん、同年9月に成立した藤田工業所(石綿製品加工)元従業員ご遺族の藤田さんに続いて、2016年1月19日に3件目の和解が成立した。昨年6月に提訴した大阪市平野区の第一石綿工業の元従業員に関するケースで、原告の夫である元従業員は、1959年9月から1966年8月までの7年間、アスベスト製品の製造に携わり、2011年8月に悪性中皮腫で亡くなっている。

この事案と同時に提訴した万

年スレートの元従業員については、すでに亡くなっている被災者の石綿ばく露状況をめぐって国は再三求釈明を行い、原告は多大な負担を強いられているもの、おそらく近く和解が成立すると思われる。

全国的な状況については、3月号も参照していただきたい。

昨年11月27日にはひょうご労働安全衛生センターの支援で、神戸地裁に2件が提訴された。原告は、神戸市内の石綿製品製造工場で働いていた現在82歳の元従業員と、西宮市の鉄工所で石綿含有土管の加工作業に従事し、中皮腫で死亡した元従業員の遺族である。兵庫県内では初めての提訴だ。

82歳の元従業員の女性は1962年3月から1967年9月にかけて河原冷熱工業で石綿布団の製造に従事した。2012年1月に